

鹿児島オーシャンヨットクラブ KOYC

規 約

平成 元年 9 月 制定

平成 4 年 4 月 改正

平成 9 年 4 月 改正

平成 11 年 4 月 改正

平成 13 年 3 月 10 日 改正

平成 28 年 3 月 19 日 改正

令和 3 年 3 月 20 日 改正

令和 6 年 3 月 23 日 改正

第1条（名称および事務局）

このクラブは、「鹿児島オーシャンヨットクラブ」と称し、ホームポートを鹿児島市、平川ヨットハーバーに置き、事務局および連絡場所を理事長宅に置く。

第2条（目的）

このクラブは、海を通じて自然を愛する精神を養い、会員相互の親睦と健康の増進、ヨット技術の向上、ヨット人口の拡大を図ることを目的とする。

第3条（活動内容）

このクラブは、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 技術向上のための練習および研修
- (2) 鹿児島におけるヨット活動の普及・拡大
- (3) 他のクラブとの交流および研修
- (4) 艇の維持管理
- (5) その他

第4条（会員の資格）

このクラブは、下記の項目を満足している会員で組織する。

- (1) 鹿児島市主催のヨット教室、又はクラブ独自で実施するヨット教室を終了した者
- (2) クラブの定める保険に加入している者

なお、会員資格の条件となるヨット教室等の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

第5条（会員の義務）

会員はシーマンシップにのっとり、第2条の目的達成に努め、会の運営に当たるものとする。

第6条（会員の資格期限）

会員の資格期限は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。会費を正当な理由なく定められた期限までに納入しない場合は、脱会とする。

第7条（休部）

やむを得ない事由により、クラブ活動への参加が困難な場合は、休部することができるものとする。

なお、休部の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

第8条（予算）

このクラブの予算は、下記負担金をもって充てる。下記負担金はいかなる場合も返金しない。

- (1) 年会費
- (2) 保険料
- (3) 寄付金および助成金
- (4) その他

第9条（理事）

このクラブは、次の20人以内の理事を置く。

理事長 1人（理事による互選、理事長は総務部長を兼ね、クラブを統括する。）

理事 17人以内（会計担当2人・他15人以内の理事）

会計監査 2人

第9条の2（会長）

会長は理事会で選出する。再任は妨げない。

会長は、クラブを代表して、クラブの内容や意思について対外的にアナウンスを行うことを任務とする。理事を兼任することもできる。

第9条の3（相談役）

会長歴任者は、相談役として、理事会等に任意出席し意見等を述べる権利を有するものとする。

ただし、理事会での議決権は理事を兼任している場合を除き、ないものとする。

第10条（理事の選出）

理事は会員の推薦、または立候補によって選出し、総会で承認する。

第11条（理事の任期期限）

理事の任期期限は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

ただし、再任は妨げない。

第11条の2（相談役の任期）

相談役の任期は、会員在籍中とする。

ただし、相談役として適任でないと判断される場合は、総会の議決で解任できるものとする。

第12条（理事の任務）

理事は、各部に分かれて、クラブの適切な運営、活動計画の立案遂行、その他を行う。

理事会は、月例会と臨時会を必要に応じて開く。

第12条の2（活動の部）

総務部（各部を統括する）、会計部、管理部、教育部、企画・広報部、安全部、県連理事、会計

監査

第13条（総会）

総会は理事会が招集する。

第14条（議案）

総会は次の議案を議決する。

- (1) 決算報告および活動報告
- (2) 予算および活動計画の承認
- (3) 理事の承認
- (4) 規約改正
- (5) その他

第15条（議決）

理事会は過半数の出席をもって成立とし、その過半数の同意をもって議決する。

総会は過半数の出席をもって成立し、その過半数の同意をもって議決する。

第16条（補助者の任命）

理事会は必要に応じて会員のなかから補助者を任命することができる。

第17条（会計）

会計の期限は、3月1日から翌年2月末日までとする。

第18条（自己責任）

このクラブの活動中に起きた事故については、会員各自において責任を負わなければならない。

第19条（付則）

理事会は本規約の施行に必要な細則を定めることができる。その細則は総会の承認を必要とする。

細 則

第1 この細則は、規約第19条の規定に基づき、規約の施行に必要な事項を定めるものとする。

第2 規約第3条に掲げる(1)、(3)の活動については、次に定める期日に行うものとする。

- (1) 練習日時は、原則として、日曜日午前9時から午後4時までとする。
- (2) 艇の補修、清掃等は随時行う。

第3 規約第3条、第4条、第5条により会員として適切でないと判断される者については、当該会員に脱会の意志の有無を問い合わせたのち、理事会の議決および総会の承認をもって脱会とする。

第4 規則第4条の会員資格の条件となるヨット教室等の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 鹿児島市スポーツ振興協会主催のヨット教室
一般、高校生を対象としたヨット教室に出席した者
- (2) クラブ独自で実施するヨット教室
鹿児島市スポーツ振興協会主催のヨット教室と同様のカリキュラムを実施するものであり、そのヨット教室に出席した者

なお、上記ヨット教室を受講せずに、クラブ加入の意志を示した者に対しては、次回のヨット教室が開催されるまでの間に限り、規則第4条(2)に定める保険を支払うことにより「トライアルスクール」生として会員とともに野外活動等を行うことができることとする。

第5 規約第7条の休部の取扱いは、次によるものとする。

- (1) やむを得ない事由やむを得ない事由とは、次の場合とする。

- ① 転勤・転居

本人又は配偶者等の転勤等により、通常、練習に参加するにあたり支障があると考えられる程度離れた市区町村へ転居した場合

- ② 出産・育児

義務教育期間等の子育てにかかる期間を含む

- ③ 病気・介護

相当の期間を要する場合

- ④ その他

明らかにクラブ活動への参加が困難であると理事会で認められた場合

- (2) 休部の手続き

休部しようとする者は、休部事由等を明記した休部届を会長に提出するものとする。

休部届が提出された場合、会長は理事会に諮り、理事会の承認が得られた場合に、休部

することができるものとする。

(3) 休部期間の取扱い

休部期間中は、クラブの行事として行う野外活動には参加できないものとする。

(4) 復帰の手続き

休部会員から正規会員に復帰しようとする場合は、規約第8条の負担金を納めることにより、復帰できるものとする。

第6 規約第8条の負担金の金額および納入期限は理事会で定める。